

# 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

大日本塗料株式会社

2024年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示事項

大阪市中央区南船場1丁目18番11号  
大日本塗料株式会社  
代表取締役社長 里 隆幸

当社は、2024年1月31日付でジャパンパウダー塗料製造株式会社（以下「JPCM」といいます）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、JPCMを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年4月1日

#### 2. 消滅会社における手続きの経過

##### （1）株主の差止請求（会社法第784条の2）

JPCMは当社の完全子会社であったため、当該事項はありません。

##### （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

JPCMは当社の完全子会社であったため、当該事項はありません。

##### （3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

##### （4）債権者の異議（会社法第789条）

JPCMは、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、2024年2月22日の官報において公告するとともに、同年2月19日付にて個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における手続きの経過

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主からの買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2024 年 2 月 22 日の官報及び同日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもって、J P C M から、その資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 4 月 1 日（予定）

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

【別紙】

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び同法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 2 月 22 日

ジャパンパウダー塗料製造株式会社

2024年2月22日

## 吸収合併に係る事前開示事項

愛知県小牧市大字三ツ渕字西之門 878 番地  
ジャパンパウダー塗料製造株式会社  
代表取締役社長 山口 貴司

当社は、2024年1月31日付で大日本塗料株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、大日本塗料株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うこととしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）  
当社は新株予約権を発行していません。
5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）
  - （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。
  - （2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

当社は、2023 年 4 月 27 日付で久保孝ペイント株式会社が保有する当社全株式 4,900 株を取得しております。これにより、当社は大日本塗料株式会社の完全子会社となっております。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日後の大日本塗料株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の同社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併の効力発生日後における同社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

## 合併契約書

大日本塗料株式会社(以下「甲」という)とジャパンパウダー塗料製造株式会社(以下「乙」という)とは、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

### 第1条(存続会社及び消滅会社)

- 1 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という)し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸収合併存続会社(甲)

商号 大日本塗料株式会社

住所 大阪府中央区南船場1丁目18番11号

吸収合併消滅会社(乙)

商号 ジャパンパウダー塗料製造株式会社

住所 愛知県小牧市大字三ツ淵字西之門878番地

### 第2条(無対価合併)

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付しないものとし、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

### 第3条(増加すべき資本金及び準備金等)

本件は無対価合併につき、本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第4条(合併の効力発生日)

本合併の効力発生日は2024年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第5条(権利義務全部の承継)

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

### 第6条(合併承認)

- 1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

#### 第8条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条第2項に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2024年1月31日

甲：大阪市中央区南船場1丁目18番11号  
大日本塗料株式会社  
代表取締役社長 里 隆幸

乙：愛知県小牧市大字三ツ渕字西之門878番地  
ジャパンパウダー塗料製造株式会社  
代表取締役社長 山口 貴司



## 第 140 期 計算書類等

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

事 業 報 告  
事業報告に係る附属明細書  
連 結 計 算 書 類  
計 算 書 類  
計算書類に係る附属明細書

大 日 本 塗 料 株 式 会 社

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する防疫と経済活動の両立が進む一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格やエネルギー価格の上昇のほか、世界的な金融引締めが海外景気の下振れや為替相場の急変をもたらすなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの経営成績については、売上高は各セグメントにおいて価格是正に努め、728億4千9百万円（前期比 8.8%増）となりました。利益面では、照明機器事業の好調な推移により営業利益は39億4千6百万円（同 7億6千2百万円増）、経常利益は43億1千6百万円（同 8億5千万円増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は第4四半期における固定資産売却益の計上により34億5千8百万円（同 14億2千6百万円増）となりました。

2023年3月期の期末配当につきましては、1株当たり25円を予定させていただきます。今後とも安定的な配当を継続して実施すべく、財務体質の健全性強化に努めてまいります所存であります。

#### 売上高

第140期  
(2022年度)

72,849百万円  
(前期比 8.8%増)

#### 営業利益

第140期  
(2022年度)

3,946百万円  
(前期比 24.0%増)

#### 経常利益

第140期  
(2022年度)

4,316百万円  
(前期比 24.6%増)

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

第140期  
(2022年度)

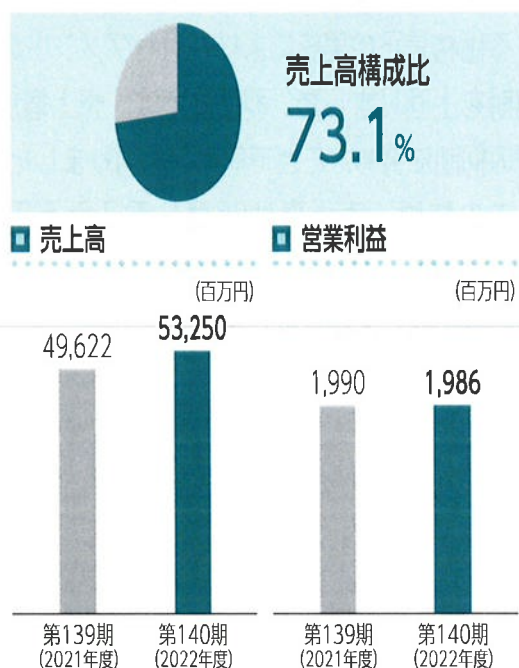
3,458百万円  
(前期比 70.2%増)

各事業セグメントにおける営業活動の状況は次のとおりであります。

## ■ 国内塗料事業

一般用分野では構造物用塗料の市況が堅調に推移しましたが、工業用分野では建材用塗料を中心に需要が減少しました。当セグメントの売上高は、原材料価格上昇に対する価格是正に努めたことで前期を上回りました。利益面では、生産効率化及び原材料や塗料配合の見直し等のコスト低減策に努めたことで前期並みの水準となりました。

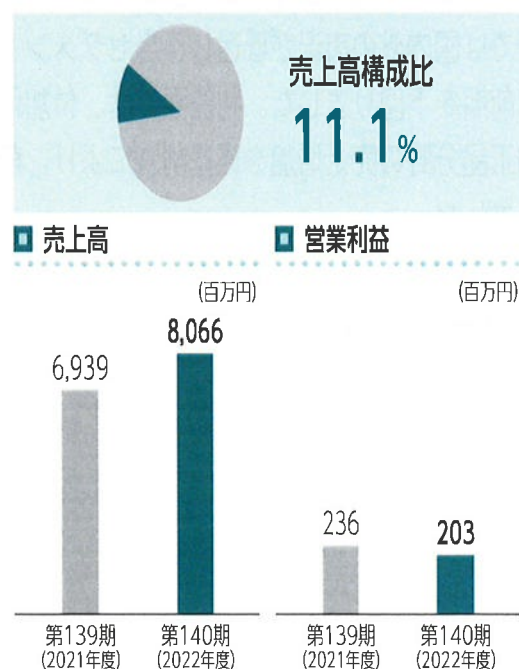
この結果、売上高は532億5千万円（前期比7.3%増）、営業利益は19億8千6百万円（同3百万円減）となりました。



## ■ 海外塗料事業

東南アジア地域では、タイにおいて半導体等の部材不足の影響で自動車部品用塗料の需要が低調に推移した一方、シンガポール及びマレーシアにおいては建材用塗料や焼付用塗料の需要が増加しました。北中米地域では、主要顧客の生産減少を受け自動車部品用塗料の需要が減少しました。中国では、焼付用塗料の需要が増加した一方、ゼロコロナ政策による影響を受け自動車部品用塗料の需要が減少しました。当セグメントの売上高は、円安による為替換算の影響により、前期を上回りました。利益面では、原材料価格の上昇及びタイ、メキシコにおける需要減少に加え、中国事業における在庫評価損の計上により、前期を下回りました。

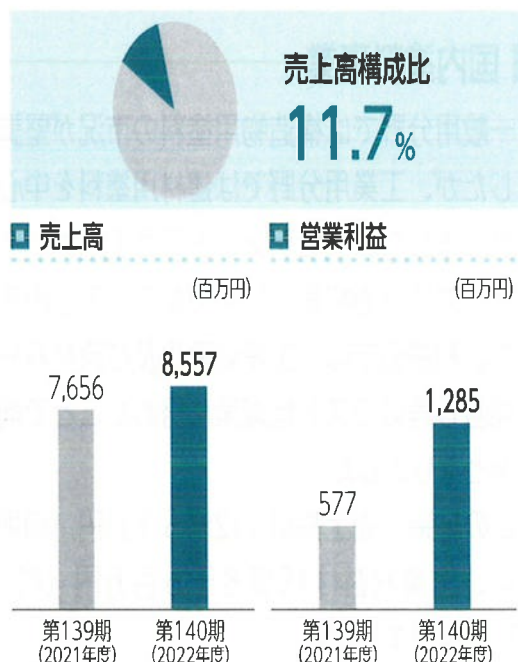
この結果、売上高は80億6千6百万円（前期比16.2%増）、営業利益は2億3百万円（同3千2百万円減）となりました。



## ■ 照明機器事業

業務用LED照明分野では、商業施設向けや建築向けの需要が回復したことに加え、原材料価格上昇に対する価格是正の実施により、当セグメントの売上高は前期を上回りました。利益面では、売上増加のほか経費の抑制に努めたことで前期を上回りました。

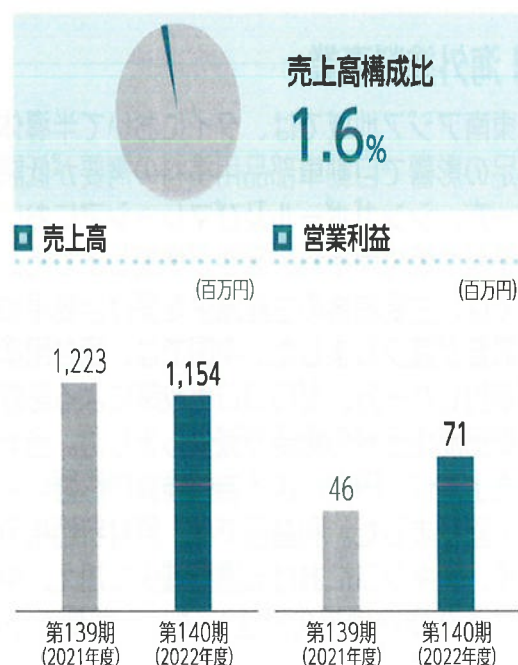
この結果、売上高は85億5千7百万円（前期比11.8%増）、営業利益は12億8千5百万円（同7億8百万円増）となりました。



## ■ 蛍光色材事業

加工品分野では、安全対策用途の市場開拓や各種イベント類の再開により需要が回復しましたが、顔料分野では国内外の市況が低迷し、当セグメントの売上高は前期を下回りました。利益面では、付加価値の高い加工品分野の売上増加や経費削減により、前期を上回りました。

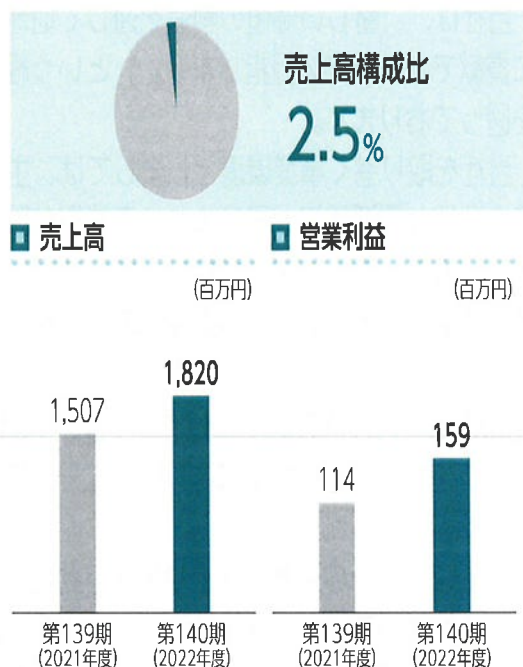
この結果、売上高は11億5千4百万円（前期比5.7%減）、営業利益は7千1百万円（同2千4百万円増）となりました。



## ■ その他事業

物流事業は、取扱量の減少により運送売上が前期を下回りました。塗装工事業は、主に首都圏における需要が回復し売上高は前期を上回りました。

この結果、売上高は18億2千万円（前期比 20.8%増）、営業利益は1億5千9百万円（同 4千4百万円増）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備の更新投資や生産能力の増強を図るため、総額29億6千1百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。



## (4) 対処すべき課題

当社は、「新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します。」という経営理念のもと、持続的成長力をもつ企業たるべく事業展開を図っております。

当社を取り巻く事業環境としましては、主要市場である国内塗料市場においては、一般用分野は引き続き堅調な需要環境が見込まれ、工業用分野は経済活動の回復を背景に緩やかな需要回復が期待されます。一方で、エネルギー価格の上昇に伴う動燃費の上昇が予想されるほか原材料価格の動向も依然として不透明な状況であり、製造原価の低減施策に注力したうえで弾力的な価格戦略を講じていくことが重要課題となります。

2023年4月以降の展望としましては、下記の重点施策に取り組んでまいります。

1. 技術センターの活用により顧客ニーズに沿った製品・技術開発を推進し、顧客への提供価値を強化する
2. 工場ラインの生産性向上や生産自動化等による製造コストの圧縮と原材料や塗料配合の見直しによる原材料コストの低減を実現し、市場における価格競争力を強化する
3. 販売代理店とのパートナーシップ強化や営業組織体制の適正化により、顧客対応力の強化や市場開発活動の推進を図る
4. 従業員の働き方改革を通じて、付加価値創出への貢献という観点から業務プロセスの見直しを図る
5. 海外市場における工業用塗料のシェア拡大と特色ある汎用塗料の拡販を図るとともに、中国市場における事業基盤の確立を進める

以上のような課題に対応する諸施策を実施し、当社独自の強みを更に洗練させることで、持続的成長力を持つ企業たるべく努めてまいります。

株主の皆様には、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ● 創立100周年に向けた今中期経営計画の基本方針



**中計目標**  
2023年度  
連結売上高 750億円  
連結営業利益 66億円  
連結営業利益率 8.8%

創立100周年に向けて  
持続的成長力を持つ企業を目指す

#### 成長基盤を活用した“変革の断行”

提供価値の強化	価格競争力の強化	販売体制の強化	労働生産性の向上	海外事業の強化
---------	----------	---------	----------	---------

前中計  
2017~19

今中計  
2020~23

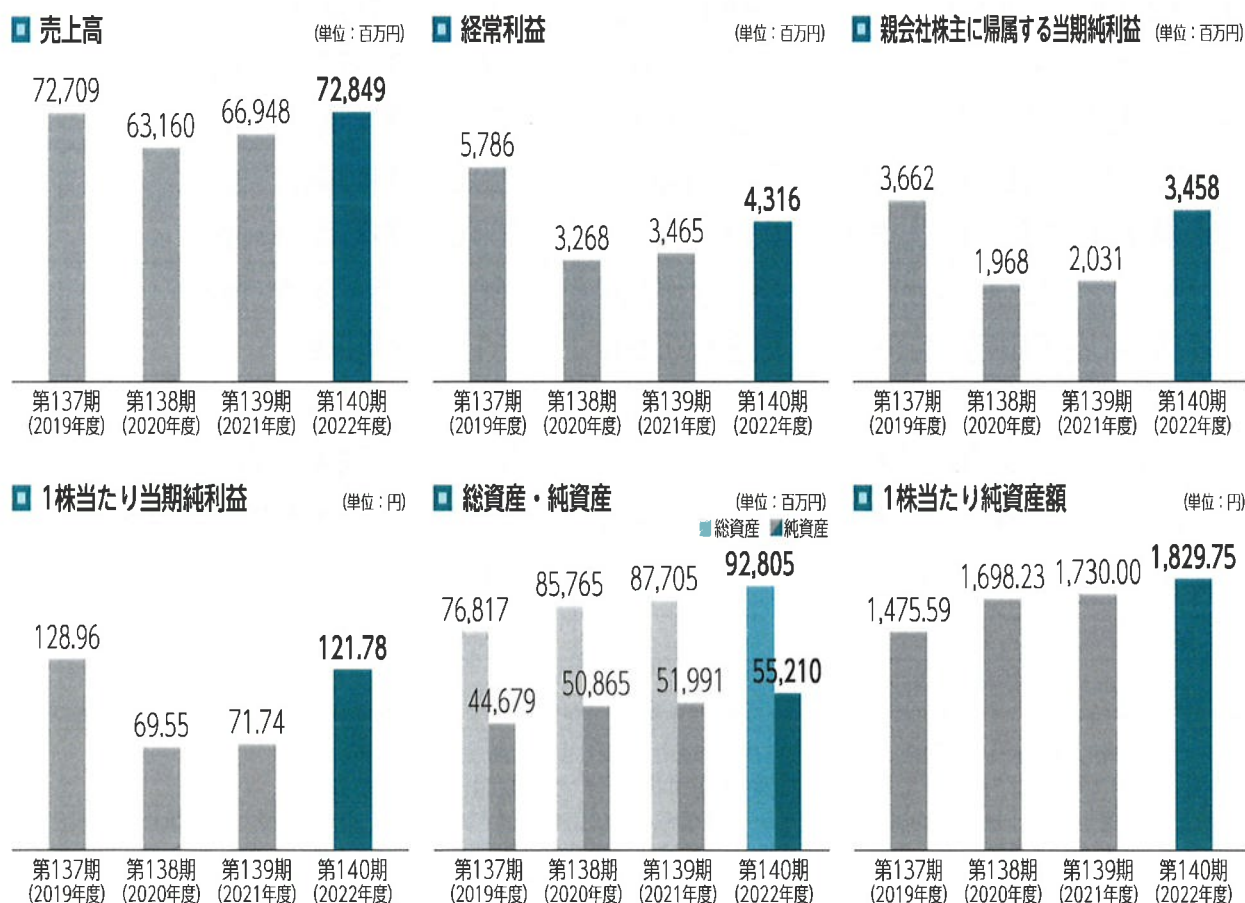
創立100周年に  
向けた成長戦略

2029年7月  
創立100周年

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第137期 (2019年度)	第138期 (2020年度)	第139期 (2021年度)	第140期 (2022年度)
売上高 (百万円)	72,709	63,160	66,948	72,849
経常利益 (百万円)	5,786	3,268	3,465	4,316
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,662	1,968	2,031	3,458
1株当たり当期純利益 (円)	128.96	69.55	71.74	121.78
総資産 (百万円)	76,817	85,765	87,705	92,805
純資産 (百万円)	44,679	50,865	51,991	55,210
1株当たり純資産額 (円)	1,475.59	1,698.23	1,730.00	1,829.75

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第139期の期首から適用しており、第138期の売上高の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。



## (6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
大日本塗料北海道株式会社	40	100.0	塗料の販売
日塗化学株式会社	80	100.0	塗料及び樹脂の製造・販売
千葉化工株式会社	50	100.0	塗料の製造
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	100	51.0	粉体塗料の製造
日東三和塗料株式会社	30	100.0	塗料の製造
サンデーペイント株式会社	30	100.0	家庭用塗料の販売
DNTサービス株式会社	90	100.0	塗料の製造
岡山化工株式会社	80	100.0	塗料の製造
DNT山陽ケミカル株式会社	60	100.0	塗料の販売
株式会社宇部塗料商会	10	100.0	塗料の販売
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	100.0 百万THB	47.6	塗料の製造・販売
DNT Singapore Pte.,Ltd.	9.6 百万SGD	100.0	塗料の販売
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	3.0 百万MYR	86.7	塗料の製造・販売
PT. DNT INDONESIA	3.0 百万USD	100.0	塗料の製造・販売
迪恩特塗料(上海)有限公司	24.2 百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
迪恩特塗料(浙江)有限公司	103.1 百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
DAI NIPPON TORYO MEXICANA S.A. de C.V.	8.2 百万MXN	100.0	塗料の製造・販売
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	12.3 百万MXN	51.0	塗料の販売
DNライティング株式会社	527	100.0	照明器材の製造・販売
秋田DNライティング株式会社	10	100.0	照明器材の製造
シンロイヒ株式会社	490	100.0	蛍光顔料及び塗料の製造・販売
日塗エンジニアリング株式会社	20	100.0	塗装工事
ニットサービス株式会社	100	100.0	倉庫業、貨物取扱業

(注1) 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。

(注2) 2022年4月1日付で、当社の完全子会社である日塗化学株式会社及びビーオーケミカル株式会社は、2022年4月1日を効力発生日として、日塗化学株式会社を存続会社、ビーオーケミカル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(注3) 2022年4月1日付で、ニッポ電工株式会社は商号を秋田DNライティング株式会社に変更しております。

(注4) 当社と関西ペイント株式会社の連結子会社である久保孝ペイント株式会社との間で2015年1月に粉体塗料製造の合併事業として設立したジャパンパウダー塗料製造株式会社について、2023年4月1日付で合併事業を解消しております。また、久保孝ペイント株式会社が保有していた株式を2023年4月27日付で全株取得したことにより、ジャパンパウダー塗料製造株式会社は当社の完全子会社となりました。



## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業セグメント	主要営業品目等
国内塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、自動車補修用塗料、建材・木工用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
海外塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、建材用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
照明機器	照明器材・機器等
蛍光色材	蛍光顔料、蛍光塗料、特殊コーティング材等
その他	塗装工事等

## (8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

### イ. 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府	那須工場	栃木県
東京営業本部	東京都	小牧工場	愛知県

### ロ. 子会社

名称	所在地	名称	所在地
(国内塗料)		(照明機器)	
大日本塗料北海道株式会社	北海道	DNライティング株式会社	神奈川県
日塗化学株式会社	東京都	秋田DNライティング株式会社	秋田県
千葉化工株式会社	千葉県		
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	愛知県	(蛍光色材)	
日東三和塗料株式会社	滋賀県	シンロイヒ株式会社	神奈川県
サンデーペイント株式会社	大阪府		
DNTサービス株式会社	大阪府	(その他)	
岡山化工株式会社	岡山県	日塗エンジニアリング株式会社	神奈川県
DNT山陽ケミカル株式会社	広島県	ニットサービス株式会社	大阪府
株式会社宇部塗料商会	山口県		
(海外塗料)			
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	タイ		
DNT Singapore Pte.,Ltd.	シンガポール		
DNT Paint (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア		
PT.DNT INDONESIA	インドネシア		
迪恩特塗料(上海)有限公司	中国		
迪恩特塗料(浙江)有限公司	中国		
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	メキシコ		
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	メキシコ		

(注1) 2022年4月1日付で、当社の完全子会社である日塗化学株式会社及びビーオーケミカル株式会社は、2022年4月1日を効力発生日として、日塗化学株式会社を存続会社、ビーオーケミカル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(注2) 2022年4月1日付で、ニッポ電工株式会社は商号を秋田DNライティング株式会社に変更しております。

(注3) 当社と関西ペイント株式会社の連結子会社である久保孝ペイント株式会社との間で2015年1月に粉体塗料製造の合併事業として設立したジャパンパウダー塗料製造株式会社について、2023年4月1日付で合併事業を解消しております。また、久保孝ペイント株式会社が保有していた株式を2023年4月27日付で全株取得したことにより、ジャパンパウダー塗料製造株式会社は当社の完全子会社となりました。

## (9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前期比増減 (名)
国内塗料	1,254	17 (減)
海外塗料	446	10 (減)
照明機器	380	27 (増)
蛍光色材	47	1 (増)
その他	66	2 (減)
合計	2,193	1 (減)

(注) 使用人数には、当社グループ外への出向者・嘱託・準社員・パートは含めておりません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,220
株式会社横浜銀行	1,070
株式会社百五銀行	510

## 2.会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 93,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,710,678株
- (3) 株主数 17,855名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,812	9.8
明治安田生命保険相互会社	1,400	4.9
D N T 取引関係持株会	1,381	4.8
株式会社三菱UFJ銀行	1,228	4.3
ダイニツカ株式会社	1,215	4.2
東京海上日動火災保険株式会社	1,013	3.5
富国生命保険相互会社	1,000	3.5
株式会社島津製作所	1,000	3.5
田 邊 康 秀	829	2.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	718	2.5

(注) 持株比率は自己株式 (1,273,139株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第138期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議いたしました。なお、当事業年度に交付した譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	16,921	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3.新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	1株当たりの行使価額	権利行使期間	役員の保有状況	目的となる株式の種類及び数
2015年7月29日	171個	1円	2015年8月19日から 2045年8月18日まで	取締役 (社外取締役を除く) 3名 48個 監査役 0名 0個	普通株式 9,600株
2016年6月29日	137個	1円	2016年7月15日から 2046年7月14日まで	取締役 (社外取締役を除く) 3名 53個 監査役 0名 0個	普通株式 10,600株
2017年6月29日	99個	1円	2017年7月20日から 2047年7月19日まで	取締役 (社外取締役を除く) 3名 47個 監査役 1名 16個	普通株式 12,600株
2018年6月28日	123個	1円	2018年7月24日から 2048年7月23日まで	取締役 (社外取締役を除く) 4名 85個 監査役 1名 19個	普通株式 20,800株
2019年6月27日	175個	1円	2019年7月20日から 2049年7月19日まで	取締役 (社外取締役を除く) 4名 122個 監査役 1名 27個	普通株式 29,800株
2020年6月26日	132個	1円	2020年7月18日から 2050年7月17日まで	取締役 (社外取締役を除く) 4名 81個 監査役 1名 18個	普通株式 19,800株

(注1) 新株予約権の払込金額は、新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができることとしております。

(注3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(注4) 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、本併合以前に発行した新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株から200株に変更されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



## 4.会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	里 隆 幸	
取締役	永 野 達 彦	管理本部長兼経営企画室長兼販売店協働推進担当
取締役	野 田 秀 吉	塗料事業部門長兼生産担当 日塗化学株式会社 代表取締役社長
取締役	山 本 基 弘	スペシャリティ事業部門長 兼塗料事業部門副部門長 (技術統括)
取締役	中 谷 昌 幸	国際本部長兼資材担当
取締役	林 紀 美 代	林紀美代公認会計士事務所 代表 新コスモス電機株式会社 社外監査役
取締役	佐 藤 弘 志	
取締役	馬 場 浩 司	三菱ロジスネクスト株式会社 常勤監査役
常勤監査役	杉 浦 秀 樹	
常勤監査役	木 村 直 之	
監査役	藤 井 浩 之	株式会社島津製作所 常任監査役

(注1) 2023年4月1日付で永野達彦氏の担当が、管理本部長兼経営企画室長兼販売店協働推進担当から管理本部長となりました。

(注2) 木村直之氏は、2022年6月29日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任し、同株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。

(注3) 取締役のうち、林紀美代氏、佐藤弘志氏及び馬場浩司氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 監査役のうち、杉浦秀樹氏及び藤井浩之氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注5) 杉浦秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注6) 林紀美代氏は、林紀美代公認会計士事務所の代表及び新コスモス電機株式会社の社外監査役であります。当社と同事務所及び同社との間には、直近事業年度において取引はありません。

(注7) 佐藤弘志氏は、三菱マテリアル株式会社の社外取締役常勤監査委員でありましたが、2022年6月28日付で退任いたしました。

(注8) 馬場浩司氏は、三菱ロジスネクスト株式会社の常勤監査役であります。当社と同社の間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、当社の連結売上高に対して僅少 (0.2%未満) であります。

(注9) 藤井浩之氏は、株式会社島津製作所の常任監査役であります。当社と同社との間には製品等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、同社の連結売上高に対して僅少 (0.01%未満) であります。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
灰崎 恭一	2022年6月29日	任期満了	取締役
向原 通隆	2022年6月29日	任期満了	取締役
小林 正樹	2022年6月29日	辞任	常勤監査役

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分を含め、会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役	162	137	12	12	11
(うち社外取締役)	(18)	(18)	(-)	(-)	(5)
監査役	32	32	-	-	4
(うち社外監査役)	(19)	(19)	(-)	(-)	(2)
合計	195	170	12	12	15
(うち社外役員)	(37)	(37)	(-)	(-)	(7)

(注) 上記には2022年6月29日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第136期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、2021年5月12日開催の取締役会において、従来のストックオプションとして新株予約権に関する株式報酬に代えて、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、同年6月29日開催の第138期定時株主総会において、金銭による報酬等の限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内かつ割り当てる当社普通株式の総数を年86,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第124期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）であります。

### ③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しており、株主総会にて承認された報酬枠の範囲内で報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会において決定しております。

取締役の報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長 里 隆幸氏が意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性を確保し、説明責任を強化するために報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定しております。代表取締役社長 里 隆幸氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、監査役の報酬額については、監査役の協議で決定しております。

当社の取締役等の報酬等は、現金報酬として役職別の報酬テーブルの範囲内で支給額を決定している基本報酬（固定報酬）に加え、短期的な業績と連動させた賞与及び中長期的な業績向上を目的とした自社株報酬で構成しております。なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設



定しております。

基本報酬と業績連動報酬（短期・中長期）の報酬構成及び役職別の報酬額については、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて、国内の同業種又は売上等が同規模の企業との客観的な比較検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。

業績連動報酬等にかかる業績指標及び算定方法は、下記の「取締役等の報酬等の決定の方針と手続」に記載のとおりであり、中期経営計画（2020年度～2023年度）の最終年度業績目標である連結売上高750億円、連結営業利益66億円に対し、当事業年度の実績は、連結売上高728億円（前期比8.8%増）、連結営業利益39億円（同24.0%増）であります。

当該指標を選択した理由は、業績の計画に対する達成への責任と貢献を明確にするためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬諮問委員会からの答申を最大限尊重して決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 〔取締役等の報酬等の決定の方針と手続〕

### 1) 取締役等の報酬決定の方針

当社の取締役等の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。

- ・各々の取締役等が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系
- ・当社の経営環境や中長期的な業績の状況を反映した報酬体系
- ・当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高める報酬体系
- ・株主の皆様をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系

### 2) 報酬の内訳及び報酬決定の手続

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び自社株報酬で構成しており、各取締役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、報酬諮問委員会の答申結果を最大限に尊重して、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとなります。
- ・監査役の報酬は、監査という機能の性格から業績への連動性を排除し、基本報酬のみで構成しており、各監査役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、監査役の協議により決定します。
- ・執行役員の報酬は、基本報酬、賞与及び自社株報酬で構成しており、取締役会において決定します。
- ・基本報酬（固定報酬）

月次の固定報酬とし、役職別の報酬テーブルの範囲内で支給額を決定し、毎月現金で支給します。

- ・賞与（短期業績連動報酬）

賞与については、役職別基準額をもとに、単年度の業績評価（売上高、営業利益等）に加え、個人別貢献度評価等を総合的に勘案して決定し、原則として取締役は年1回（6月）、執行役員は年2回（6月、12月）支給します。

算定式 賞与＝役職別基準額×係数（業績評価、個人別貢献度評価）

- ・自社株報酬（中長期業績連動報酬）

当社の取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として支給します。割当株式数については、業績評価（売上高、営業利益等）に加え、個人別貢献度評価等を総合的に勘案して決定し、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（譲渡制限付株式）を原則毎年交付します。譲渡制限期間は、株式交付日から取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とします。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役

地位	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	林 紀美代	取締役会 12回中12回	公認会計士及び他社の監査役としての豊富な経験と専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されてきました。
取締役	佐藤 弘志	取締役会 9回中9回	金融機関の監査役及び上場会社の経営者、監査役としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されてきました。
取締役	馬場 浩司	取締役会 9回中9回	金融機関での長年の経験に加え、上場会社での海外営業担当の執行役員、監査役としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割、責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に大いに寄与されてきました。

(注1) 佐藤弘志氏及び馬場浩司氏の取締役会の出席状況は、2022年6月29日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

(注2) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### ②社外監査役

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
監査役	杉浦 秀樹	取締役会 12回中12回 監査役会 12回中12回	金融機関での長年の経験と豊富な知見を活かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行っております。また、監査役会で定めた監査方針に従って、重要な書類の閲覧、各部門や事業所への監査、子会社調査等を行うとともに、常勤監査役として十分に監査機能を発揮しました。
監査役	藤井 浩之	取締役会 12回中12回 監査役会 12回中12回	上場会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を活かして、取締役会及び監査役会において適宜発言を行うなど、監査役として十分に監査機能を発揮しました。

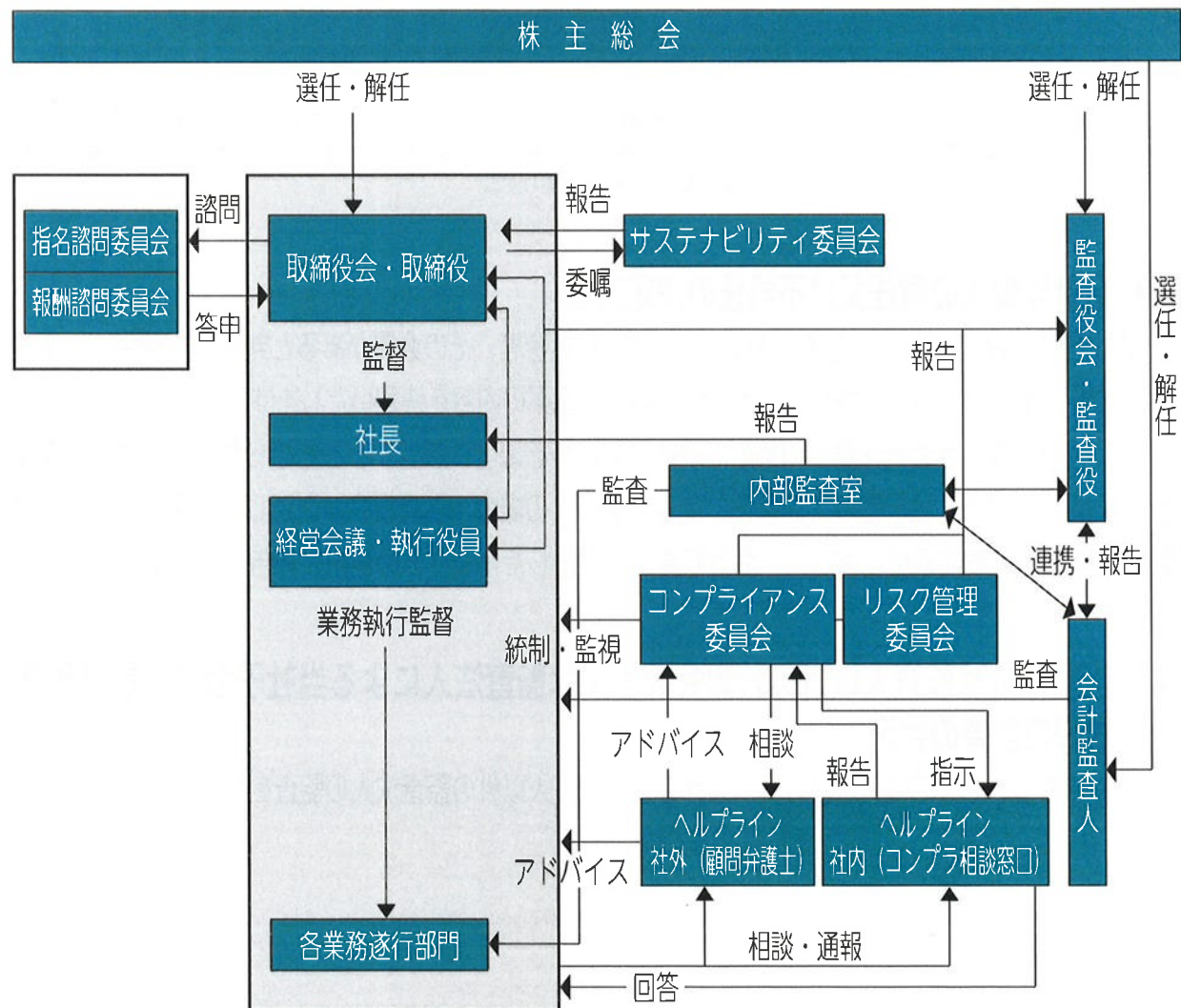
〔ご参考〕 当社のコーポレートガバナンス体制

### コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーから「存在価値のある企業」として認められるためには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えます。

そのために、取締役会の他、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、執行役員制度の採用により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・適確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めます。また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・維持します。更に、決算や経営施策等の情報開示を適時かつ適切に行う等、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力します。

ガバナンス体制図



その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.dnt.co.jp/ir/governance/governance-report/>) に掲載しているコーポレート・ガバナンス報告書等をご参照ください。



## 5.会計監査人に関する事項

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	①監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	②非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	64	—
連結子会社	13	—
計	78	—

(注1) 公認会計士法第2条第1項の業務は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類の監査の状況

子会社のうちすべての海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6.会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(以下、「基本方針」といいます。)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1929年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「DNT」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の持続的成長を図ることにあります。そのため、国内外の市場の変化や原油、ナフサ価格、為替相場変動に起因する塗料用原材料価格の高騰等当社を取り巻く経営環境に対して、より強固な企業体質を構築する必要があり、中期経営計画(2020年度～2023年度)では、

- ① 提供価値の強化
- ② 価格競争力の強化
- ③ 販売体制の強化
- ④ 労働生産性の向上
- ⑤ 海外事業の強化

を重点施策として位置づけて、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えております。そのために、当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めて充実・強化を図ってまいりました。

当社の取締役会は、経営の監視機能を高めるため、取締役8名のうち3名を社外取締役としており、更に、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が過半数で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の指名・報酬等に関する意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保に努めております。

また、当社は毎年、取締役及び監査役の自己評価等を基に、外部コンサルタントによる取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果を踏まえた取締役会の実効性の更なる向上を図っております。今後はこれらを更に有効に機能させるとともに、適時かつ適切に情報開示を行うことで、より一層透明性の高い企業経営を目指してまいります。

当社は経営理念「当社は、新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの実現に貢献できる企業を目指します」のもと、グループ一丸となって、経営戦略及びコーポレートガバナンスの強化に取り組むことで、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2017年4月26日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「原プラン」といいます。）の継続を決議し、同年6月29日開催の第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。原プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第137期定時株主総会終結の時までであったことから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化、機関投資家の動向等も踏まえ、更なる検討を加えました結果、同年4月24日開催の当社取締役会において、原プランを一部変更したうえで、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議し（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、同年6月26日開催の第137期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランは、当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年4月24日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」

（<https://www.dnt.co.jp/ir/library/ir/pdf/news20200424.pdf>）をご参照ください。



#### (4) 基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる

##### 理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするに当たり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は3年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的かつ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動に当たっては、独立委員会の中立的な判断に従い、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様に適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

(注) 当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第140期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

詳細につきましては、第140期定時株主総会参考書類の第4号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」、又は当社ウェブサイト掲載の2023年4月26日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」

( [https://www.dnt.co.jp/release/upload\\_files/news20230426.pdf](https://www.dnt.co.jp/release/upload_files/news20230426.pdf) ) をご参照ください。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期	科目	当期	(ご参考)前期
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>38,604</b>	<b>34,773</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,240</b>	<b>25,790</b>
現金及び預金	6,864	6,777	支払手形及び買掛金	17,270	16,340
受取手形、売掛金及び契約資産	14,121	13,145	短期借入金	4,300	3,050
電子記録債権	5,171	3,266	リース債務	505	312
商品及び製品	5,934	5,603	未払法人税等	721	429
仕掛品	997	905	役員賞与引当金	55	56
原材料及び貯蔵品	4,209	3,720	製品補償引当金	215	370
その他	1,324	1,386	その他	5,172	5,230
貸倒引当金	△19	△31	<b>固定負債</b>	<b>9,354</b>	<b>9,923</b>
<b>固定資産</b>	<b>54,200</b>	<b>52,932</b>	長期借入金	700	1,200
<b>有形固定資産</b>	<b>25,545</b>	<b>25,591</b>	リース債務	672	981
建物及び構築物	7,996	7,873	繰延税金負債	5,726	5,436
機械装置及び運搬具	3,790	3,772	再評価に係る繰延税金負債	1,189	1,303
土地	11,400	11,498	退職給付に係る負債	1,016	938
リース資産	634	900	環境対策引当金	-	8
建設仮勘定	144	209	その他	49	54
その他	1,580	1,336	<b>負債合計</b>	<b>37,594</b>	<b>35,713</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>445</b>	<b>374</b>	<b>純資産の部</b>		
リース資産	74	120	<b>株主資本</b>	<b>42,112</b>	<b>39,101</b>
その他	370	254	資本金	8,827	8,827
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,210</b>	<b>26,965</b>	資本剰余金	2,440	2,440
投資有価証券	7,728	7,324	利益剰余金	32,307	29,417
繰延税金資産	1,909	1,794	自己株式	△1,462	△1,582
退職給付に係る資産	18,061	17,264	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,921</b>	<b>9,913</b>
その他	532	608	その他有価証券評価差額金	3,359	3,027
貸倒引当金	△23	△25	土地再評価差額金	1,717	1,882
<b>資産合計</b>	<b>92,805</b>	<b>87,705</b>	為替換算調整勘定	790	△2
			退職給付に係る調整累計額	4,053	5,006
			<b>新株予約権</b>	<b>164</b>	<b>243</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>3,012</b>	<b>2,732</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>55,210</b>	<b>51,991</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>92,805</b>	<b>87,705</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期
売上	72,849	66,948
売上原価	52,233	47,290
<b>売上総利益</b>	<b>20,616</b>	<b>19,658</b>
販売費及び一般管理費	16,670	16,474
<b>営業利益</b>	<b>3,946</b>	<b>3,183</b>
受取利息	586	673
受取配当金	15	17
受取替品の売却の利益	229	210
受取替品の売却の損失	28	148
受取替品の売却の利益	92	94
受取替品の売却の損失	220	202
営業外費用	216	391
支払利息	71	65
支払債権売却却	25	33
支払補償金	4	135
支払引当金の繰入	40	109
支払の損失	74	48
<b>経常利益</b>	<b>4,316</b>	<b>3,465</b>
特別利益	762	323
固定資産売却益	746	240
投資有価証券売却益	16	82
特別損失	166	177
固定資産処分損失	59	116
減損損失	71	17
事業構造改善費用	-	30
社葬費	24	-
その他	10	14
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>4,912</b>	<b>3,611</b>
法人税、住民税及び事業税	947	595
法人税等調整額	348	732
当期純利益	3,617	2,283
非支配株主に帰属する当期純利益	159	251
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>3,458</b>	<b>2,031</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考)前期	科目	当期	(ご参考)前期
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>22,050</b>	<b>19,149</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,132</b>	<b>27,177</b>
現金及び預金	277	341	支払手形	2,279	2,031
受取手形	5,483	3,331	買掛金	12,757	11,945
売掛金	6,420	6,337	短期借入金	3,700	2,450
商品及び製品	2,748	2,671	一年内返済予定の長期借入金	600	600
仕掛品	458	419	リース債務	253	258
原材料及び貯蔵品	1,137	1,082	未払金	920	750
短期貸付金	1,311	1,073	未払費用	678	684
未収入金	3,903	3,602	未払法人税等	133	83
その他	313	294	預り金	7,456	7,873
貸倒引当金	△3	△4	役員賞与引当金	12	19
<b>固定資産</b>	<b>48,934</b>	<b>48,047</b>	製品補償引当金	175	366
<b>有形固定資産</b>	<b>13,605</b>	<b>15,084</b>	その他	164	113
建物	3,283	3,292	<b>固定負債</b>	<b>6,456</b>	<b>6,693</b>
構築物	257	329	長期借入金	700	1,200
機械及び装置	968	1,131	リース債務	605	859
車両運搬具	2	3	繰延税金負債	3,858	3,211
工具、器具及び備品	637	602	再評価に係る繰延税金負債	1,189	1,303
土地	7,786	8,872	退職給付引当金	84	98
リース資産	612	837	その他	17	20
建設仮勘定	58	13	<b>負債合計</b>	<b>35,588</b>	<b>33,870</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>367</b>	<b>313</b>	<b>純資産の部</b>		
借地権	64	64	<b>株主資本</b>	<b>30,225</b>	<b>28,208</b>
ソフトウェア	61	85	資本金	8,827	8,827
リース資産	74	119	資本剰余金	2,443	2,443
その他	167	44	資本準備金	2,443	2,443
<b>投資その他の資産</b>	<b>34,962</b>	<b>32,649</b>	利益剰余金	20,417	18,520
投資有価証券	7,390	7,043	利益準備金	780	780
関係会社株式	13,080	13,080	その他利益剰余金	19,636	17,740
長期貸付金	2,561	2,482	社会貢献活動積立金	104	106
前払年金費用	11,706	9,773	繰越利益剰余金	19,532	17,633
その他	232	282	自己株式	△1,462	△1,582
貸倒引当金	△9	△12	<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,006</b>	<b>4,874</b>
<b>資産合計</b>	<b>70,985</b>	<b>67,196</b>	その他有価証券評価差額金	3,288	2,991
			土地再評価差額金	1,717	1,882
			<b>新株予約権</b>	<b>164</b>	<b>243</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>35,396</b>	<b>33,326</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>70,985</b>	<b>67,196</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当 期	(ご参考)前 期
売 上 高	43,269	39,849
売 上 原 価	32,747	29,288
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>10,521</b>	<b>10,561</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,628	9,735
営 業 外 収 益	893	825
営 業 外 収 益	1,669	1,561
受 取 利 息	55	45
受 取 配 当 金	932	712
不 動 産 賃 貸 料	235	234
業 務 受 託 料	270	296
そ の 他	174	272
営 業 外 費 用	165	305
支 払 利 息	85	86
売 上 債 権 売 却 損	25	32
製 品 補 償 引 当 金 繰 入 額	-	105
そ の 他	53	81
<b>経 常 利 益</b>	<b>2,396</b>	<b>2,082</b>
特 別 利 益	759	135
固 定 資 産 売 却 益	743	100
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	30
そ の 他	-	4
特 別 損 失	136	77
固 定 資 産 処 分 損	39	76
減 損 損 失	71	0
社 葬 費	24	-
そ の 他	0	0
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>3,020</b>	<b>2,140</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	153	21
法 人 税 等 調 整 額	402	614
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>2,464</b>	<b>1,504</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

大日本塗料株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日本塗料株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

大日本塗料株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古澤 達也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本塗料株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

ただし、常勤監査役小林正樹氏が2022年6月29日に辞任したことを受けて同日付で常勤監査役に就任いたしました木村直之は、就任前の期間における監査事項につき、在任の監査役より説明を聞くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会及び経営会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会、品質保証委員会等重要な会議に出席する他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した結果についての監査結果通知書を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に対面及びテレビ会議方式で出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の詳細及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。

四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査の方針並びに監査の結果についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

大日本塗料株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役(社外監査役) 杉 浦 秀 樹 ㊟

常 勤 監 査 役 木 村 直 之 ㊟

監 査 役(社外監査役) 藤 井 浩 之 ㊟

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
- 2) 監査役による監査を徹底し、併せて「内部通報規定」に定めるヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報（議事録、稟議書、契約書など）を法令及び「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理及び損失防止の観点から、リスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、対応策の構築などを行う。
- 2) 取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを遵守する。
- 3) 有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。
- 4) 監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、また、下記の経営管理体制により、適正性及び効率性を確保する。
- ・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。
  - ・「取締役会規則」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - ・取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とする。各委員会は、それぞれ「指名諮問委員会規則」、「報酬諮問委員会規則」に則り、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役に答申する。
  - ・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は毎月1回以上開催する。

⑤当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
- 2) 内部監査室による監査を徹底し、併せて「内部通報規定」に定めるヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
- 3) コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。

⑥当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び当社の子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
- 2) 当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。
- 3) 当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と当社の子会社間の関係を密にして指導、助言するとともに、当社の監査役及び内部監査室が当社の子会社の監査も行き、グループ全体としての業務の適正を図る。
- 4) 当社及び当社の子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。
- 5) 当社の子会社においては当社及び当社の子会社各社と連携体制を確立し、重要な業務執行に関する事項は事前承認又は報告する。

- 6) 当社の子会社各社間の取引においては「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。
  - 7) 当社は「関係会社管理規定」に則り、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役会はその職務の執行に必要なと認められた場合には、専任の補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）の設置を当社に請求できるものとする。
  - 2) 監査役会が必要と認められた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。
  - 3) 監査役会が補助人又は外部専門家として特定の候補者を指名したときは、当社はこれを尊重するものとする。
  - 4) 監査役会は内部監査室と連携して当社各部門における業務執行を監査する。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、当社は監査役会の意向を尊重するとともに、該当者が補助人である期間のみならず、補助人でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。
  - 2) 当社は補助人を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。
  - 3) 補助人は監査役の指揮命令系統にあって、必要に応じて会議等の出席により、必要な情報収集権限等を有することができ、取締役及び使用人は監査役の補助人に対して指揮命令権限を有しない。
- ⑨当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の監査役が出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は下記の事項を報告するとともに、その他重要な業務の内容についても適時、適切な方法により報告する。
    - ・ 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項
    - ・ 当社及び当社の子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項
    - ・ 内部監査室が実施した内部監査の結果
    - ・ ヘルプラインへの通報状況
  - 2) 当社の監査役が必要と判断したときは当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項について報告を求めることが出来る。
  - 3) 当社の監査役に報告した者及びヘルプラインに通報した者が当該報告及び通報したことを理由に不利益な取り扱いを受けないことを保証する。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。
  - 2) 監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。
  - 3) 当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これを拒むことはできない。
- ⑪財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備及び運用する体制を構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社及び当社の子会社のグループ全体は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察、弁護士及び外部の専門機関や地域企業等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を12回開催し、社外取締役を含めた取締役会で、法令・定款等との適合性及び業務の適正性の観点から経営方針、その他経営に関する重要事項等を決定し、また、取締役の職務の執行を監督しております。なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ・監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な会議への出席による取締役の職務の執行、内部統制システムの運用状況の監視等「監査役監査基準」に従い監査を実施しております。
- ・指名諮問委員会を2回開催し、取締役、監査役及び執行役員指名並びに「最高経営責任者の後継者計画（サクセッションプラン）」策定に関して、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申しております。
- ・報酬諮問委員会を2回開催し、取締役、監査役及び執行役員の報酬に関して取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申しております。
- ・「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に従い、取締役会で行動準則及び内部通報に係る運用状況を確認するなど内部統制システムの強化に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ・リスク管理委員会を2回開催し、全部門に亘る役員と部室長の出席のもと、リスクの未然防止について全社的情報共有を図っております。
- ・当社の子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規定」等に従い、当社の子会社から当社へ事前に承認申請又は報告が行われるよう、管理徹底を図っております。
- ・当社は毎年、取締役及び監査役の自己評価等を基に、外部コンサルタントによる取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果を踏まえた取締役会の実効性の更なる向上を図っております。



連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,827	2,440	29,417	△1,582	39,101
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△708		△708
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,458		3,458
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△24		120	95
自己株式処分差損の振替		24	△24		—
土地再評価差額金の取崩			165		165
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,889	120	3,010
当 期 末 残 高	8,827	2,440	32,307	△1,462	42,112

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	3,027	1,882	△2	5,006	9,913	243	2,732	51,991
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△708
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								3,458
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								95
自己株式処分差損の振替								—
土地再評価差額金の取崩		△165			△165			—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	331		793	△952	172	△79	280	373
当 期 変 動 額 合 計	331	△165	793	△952	7	△79	280	3,218
当 期 末 残 高	3,359	1,717	790	4,053	9,921	164	3,012	55,210

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

(2) 主要な連結子会社の名称

大日本塗料北海道株式会社、日塗化学株式会社、千葉化工株式会社、ジャパンパウダー塗料製造株式会社、日東三和塗料株式会社、サンデーペイント株式会社、DNTサービス株式会社、岡山化工株式会社、DNT山陽ケミカル株式会社、株式会社宇部塗料商会、Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.、DNT Singapore Pte.,Ltd.、DNT Paint(Malaysia)Sdn.Bhd.、PT. DNT INDONESIA、迪恩特塗料(上海)有限公司、迪恩特塗料(浙江)有限公司、DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.、DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.、DNライティング株式会社、秋田DNライティング株式会社、シンロイヒ株式会社、日塗エンジニアリング株式会社、ニットサービス株式会社

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社である日塗化学株式会社及びビーオーケミカル株式会社は、日塗化学株式会社を存続会社、ビーオーケミカル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っており、消滅会社のビーオーケミカル株式会社を連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

友美工業株式会社 他1社

(2) 持分法適用範囲の変更

該当事項ありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外子会社9社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②デリバティブ : 時価法

③棚卸資産 : 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く) : 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 : 10~50年

機械装置及び運搬具 : 主に8年

②無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア : 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

その他 : 定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、取引先の債権回収可能性を検討し、所要額を計上しております。

#### ②役員賞与引当金

当社は、役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

#### ③製品補償引当金

当社の製品において、今後発生が見込まれる補償費等について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は次のとおりであります。いずれの事業についても取引価格は契約に基づいて決定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、重要な変動対価はありません。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

#### ①商品及び製品の販売に係る収益認識

国内塗料事業及び海外塗料事業においては、主に工業用及び一般用塗料の製造及び販売を行っており、照明機器事業においては、主に業務用照明機器の製造及び販売を行っており、蛍光色材事業においては、主に蛍光塗料及び反射塗料の製造及び販売を行っております。

当該商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。

#### ②工事契約に係る収益認識

当社グループにおいては、主に塗装や照明機器等の長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間に亘り履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ただし、工事請負契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間に亘り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ②退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### [表示方法の変更に関する注記]

#### 連結貸借対照表

前連結会計年度まで「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は3,266百万円であります。

#### 連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外収益の「雇用調整助成金」（当連結会計年度は、12百万円）及び特別損失の「固定資産売却損」（当連結会計年度は、7百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」及び特別損失の「その他」に含めて表示しております。

### [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,909
繰延税金負債	5,726

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び負債の計上にあたっては、当社及び当社の連結子会社の事業計画、経済環境等の情報に基づく将来の課税所得の発生時期及び金額の見積りによって、回収可能性を判断しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画は、翌連結会計年度においてはウィズコロナによる経済活動の正常化が一段と進展すると仮定しておりますが、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高止まりを仮定しております。

ただし、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、回収可能であると判断される繰延税金資産及び負債の金額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,309百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

預金

14百万円

担保に係る債務はありません。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日及び2001年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法: 「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号による地価税の課税価格の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日: 2001年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 2,134百万円

4. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

受取手形

2,549百万円

電子記録債権

5,171百万円

売掛金

11,499百万円

契約資産

73百万円

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

22百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

72,849百万円



[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	29,710,678	—	—	29,710,678
自己株式				
普通株式(株)	1,377,931	63	104,855	1,273,139

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加63株は、単元未満株式の買取りによる増加63株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少104,855株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少22,455株及びストックオプションの権利行使による減少82,400株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関するもの

2022年6月29日開催の第139期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

①配当金の総額	708百万円
②配当原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	25円
④基準日	2022年3月31日
⑤効力発生日	2022年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のもの

2023年6月29日開催の第140期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	710百万円
②配当原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	25円
④基準日	2023年3月31日
⑤効力発生日	2023年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 167,400株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、銀行等からの借入によって必要な資金を調達し、一時的な剰余金があれば短期的な預金等に限定して運用することを基本としております。デリバティブは、将来の金利、為替の変動リスクの回避を目的としており、実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規定に則ってリスク低減を図っております。外貨建債権債務については為替リスクに晒されておりますが、各社の必要に応じて為替予約等により、リスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式等は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、長期借入金の金利の変動リスクに対して必要に応じて金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために金利スワップ取引を利用し、また、海外子会社において外貨建金銭債権債務の為替の変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図るために為替予約取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権につき、与信管理規定に則って、営業担当セクションが取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、与信枠の増減や必要に応じて担保設定や保証の提供を受ける等の措置により、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社においても、当社の与信管理規定に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

金利スワップ取引は市場金利の変動リスクを、為替予約取引は為替相場の変動リスクを有しております。これらデリバティブ取引の取扱いに関して、事務掌握、リスク管理要領等を定めたデリバティブ取引取扱規定があり、当該規定に基づきデリバティブ取引を担当の財務部が取扱っております。また、連結子会社においても、当社のデリバティブ取引取扱規定に準じて同様の管理を行っております。

投資有価証券のうち、上場株式等は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当社はこれらを取引先との関係円滑化のために継続的に保有することを基本としており、売買目的で保有するものではありません。これらについても、四半期毎に時価の把握を行うほか、経理規則等に基づいて、財務部が発行会社の事業報告書を決算期毎に取得し、その財産、収支の状況を把握及び経営会議等において報告し、あるいは、必要に応じ関係部署に通知する等、適切な管理ができる体制をとっております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持や、CMS（キャッシュマネジメントシステム）の利用等により、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても担当部署が同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	7,426	7,426	－
資産計	7,426	7,426	－
長期借入金	1,300	1,298	△1
負債計	1,300	1,298	△1

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

該当事項はありません。

2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	302

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に用いたインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に用いたインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に用いたインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	7,426	－	－	7,426
資産計	7,426	－	－	7,426

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	－	1,298	－	1,298
負債計	－	1,298	－	1,298

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を顧客の所在地を基礎とした国又は地域に分解しております。分解した地域別の売上高と事業セグメントとの関係は以下のとおりであります。

なお、国内塗料事業は、国内における塗料の製造・販売を行っております。海外塗料事業は、主にアジア、北中米地域において塗料の製造・販売を行っております。照明機器事業は、各種照明機器の製造・販売並びに店舗工事等を行っております。蛍光色材事業は、蛍光顔料及び特殊コーティング材の製造・販売を行っております。

(単位：百万円)

	事業セグメント					その他 (注)	合計
	国内塗料	海外塗料	照明機器	蛍光色材	計		
日本	52,783	—	8,447	984	62,215	1,820	64,036
アジア	272	6,971	32	72	7,349	—	7,349
米州	21	1,094	37	—	1,153	—	1,153
その他	173	—	39	96	309	—	309
顧客との契約から生じる収益	53,250	8,066	8,557	1,154	71,028	1,820	72,849
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	53,250	8,066	8,557	1,154	71,028	1,820	72,849

(注) その他の区分は、塗装工事事業、物流事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」 「4. 会計方針に関する事項」 「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	1,829円75銭
1株当たり当期純利益	121円78銭

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		社会貢献活動積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,827	2,443	—	2,443	780	106	17,633	18,520
当期変動額								
社会貢献活動積立金の取崩						△2	2	—
剰余金の配当							△708	△708
当期純利益							2,464	2,464
自己株式の取得								
自己株式の処分			△24	△24				
自己株式処分差損の振替			24	24			△24	△24
土地再評価差額金の取崩							165	165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	1,898	1,896
当期末残高	8,827	2,443	—	2,443	780	104	19,532	20,417

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,582	28,208	2,991	1,882	4,874	243	33,326
当期変動額							
社会貢献活動積立金の取崩							
剰余金の配当		△708					△708
当期純利益		2,464					2,464
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	120	95					95
自己株式処分差損の振替		—					—
土地再評価差額金の取崩		165		△165	△165		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			296		296	△79	217
当期変動額合計	120	2,017	296	△165	131	△79	2,069
当期末残高	△1,462	30,225	3,288	1,717	5,006	164	35,396

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

関係会社株式 : 移動平均法による原価法

#### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

: 時価法

#### (3) 棚卸資産

: 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 15~50年

構築物 : 主に15年

機械及び装置 : 主に8年

車両運搬具 : 主に4年

工具、器具及び備品 : 主に5年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア : 社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

その他 : 定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

#### (3) 製品補償引当金

当社の製品において、今後発生が見込まれる補償費等について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理をしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主に10年) による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は次のとおりであります。いずれの事業についても取引価格は契約に基づいて決定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、重要な変動対価はありません。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

##### (1) 商品及び製品の販売に係る収益認識

当社は、主に工業用及び一般用塗料の製造及び販売を行っております。

当該商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。

##### (2) 工事契約に係る収益認識

当社は、主に住宅塗替えの長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間に亘り履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ただし、工事請負契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間に亘り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### [表示方法の変更に関する注記]

###### 損益計算書

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「貸貸費用」（当事業年度は、10百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「減損損失」は0百万円であります。

##### [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金負債	3,858

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表〔会計上の見積りに関する注記〕」の内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,727百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	5,771百万円
長期金銭債権	2,555百万円
短期金銭債務	9,136百万円
3. 土地の再評価	
<p>「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日及び2001年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価の方法：「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号による地価税の課税価格の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づき、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>・再評価を行った年月日：2001年3月31日</p> <p>・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p>	
	△2,134百万円
4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	18百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）	
―営業取引による取引高―	
売上高	4,305百万円
原材料有償支給高	15,186百万円
仕入高	18,979百万円
その他の営業取引高	2,369百万円
営業取引以外の取引高	1,344百万円
2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	43,269百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,273,139株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	6百万円
未払事業税	26
未払賞与	140
社会保険料	23
製品補償引当金	53
ゴルフ会員権評価損等	5
退職給付引当金	25
貸倒引当金	2
投資有価証券評価損	28
減損損失	83
資産除去債務	2
その他	83
繰延税金資産小計	481
評価性引当額	△187
繰延税金資産合計	294
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,443
前払年金費用	△2,708
資産除去債務に係る資産	△0
繰延税金負債合計	△4,153
繰延税金負債の純額	△3,858

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割 合 ( % )	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日塗化学株式会社	東京都港区	80	塗料及び樹脂の製造・販売	所有 直接 100	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	CMS 預り金 (注) 2	785	預り金	911
	ジャパンパウダー塗料製造株式会社	愛知県小牧市	100	粉体塗料の製造	所有 直接 51	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	塗料製品の購入 (注) 3	2,912	買掛金	1,126
							原料の有償支給 (注) 4	1,808	未収入金	842
	DNTサービス株式会社	大阪府東大阪市	90	塗料の製造	所有 直接 100	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	塗料製品の購入 (注) 3	7,328	買掛金	708
							原料の有償支給 (注) 4	5,936	未収入金	1,063
	迪恩特塗料(浙江)有限公司	中国	103.1百万 CNY	塗料の製造・販売	所有 直接 100	塗料製品の販売 役員の兼任	資金の貸付 (注) 5	-	短期貸付金	351
							長期貸付金	671		
	DNライティング株式会社	神奈川県平塚市	527	照明器材の製造・販売	所有 直接 100	役員の兼任	CMS 預り金 (注) 2	3,654	預り金	3,501
							支払利息	17		
シンロイヒ株式会社	神奈川県鎌倉市	490	蛍光顔料及び塗料の製造・販売	所有 直接 100	塗料製品の販売 役員の兼任	資金の貸付 (CMS 貸付金含む) (注) 2 (注) 5	165	短期貸付金 (CMS 貸付金含む)	738	
日塗エンジニアリング株式会社	川崎市川崎区	20	塗装工事	所有 直接 100	役員の兼任	CMS 預り金 (注) 2	586	預り金	656	
ニットサービス株式会社	堺市美原区	100	倉庫業、貨物取扱業	所有 直接 100	塗料製品の運送・保管 役員の兼任	資金の回収 (注) 5	79	長期貸付金	1,539	

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. CMS (キャッシュマネジメントシステム) 貸付金及び預り金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
3. 塗料製品の購入価額は、市場価額を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
4. 原料の有償支給額は、製造原価に運賃等の諸費用を勘案して決定しております。
5. 資金貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表〔収益認識に関する注記〕」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 1,238円93銭

1株当たり当期純利益 86円80銭

〔連結配当規制適用会社〕

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。



第140期  
計算書類に係る附属明細書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

大日本塗料株式会社

附属明細書の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	期首 帳簿価額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有 形 固 定 資 産	建 物	3,292	(注2) 261	3 (0)	267	3,283	5,758	9,041
	構 築 物	329	0	35	37	257	1,285	1,542
	機 械 及 び 装 置	1,131	103	0 (0)	266	968	11,249	12,217
	車 両 運 搬 具	3	—	0	0	2	10	12
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	602	(注3) 295	1	260	637	3,506	4,143
	土 地	8,872	—	(注4) 1,086 (71)	—	7,786	—	7,786
	リ ー ス 資 産	837	—	—	225	612	917	1,530
	建 設 仮 勘 定	13	48	3	—	58	—	58
	合 計	15,084	709	1,130 (71)	1,057	13,605	22,727	36,332
無 形 固 定 資 産	借 地 権	64	—	—	—	64		
	ソ フ ト ウ エ ア	85	15	0	39	61		
	リ ー ス 資 産	119	—	—	45	74		
	そ の 他	44	127	0	4	167		
	合 計	313	143	0	88	367		

(注) 1. 当期減少額の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 建物のうち、当期増加の主なものは次のとおりであります。

岡山化工株式会社	倉庫の新設	117百万円
那須工場	工場設備の取得	77百万円

3. 工具、器具及び備品のうち、当期増加の主なものは次のとおりであります。

小牧工場	試験機器の取得	90百万円
那須工場	試験機器の取得	101百万円

4. 土地のうち、当期減少の主なものは旧本社の敷地の売却によるものであります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16	－	3	13
役員賞与引当金	19	12	19	12
製品補償引当金	366	12	203	175
退職給付引当金	98	－	13	84

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	89	
運 送 保 管 費	1,954	
塗 装 立 会 費	19	
広 告 宣 伝 費	344	
役 員 報 酬	183	
役 員 賞 与	4	
給 料 手 当	2,524	
賞 与	664	
退 職 給 付 費 用	△952	
法 定 福 利 費	534	
厚 生 費	121	
交 際 費	58	
旅 費 交 通 費	224	
通 信 費	139	
光 熱 費	34	
消 耗 工 具 器 具 備 品 費	35	
事 務 用 品 費	22	
図 書 費	4	
租 税 公 課	163	
事 業 所 税	8	
減 価 償 却 費	298	
修 繕 費	275	
不 動 産 賃 借 料	623	
動 産 賃 借 料	76	
保 険 料	63	
試 験 研 究 費	1,384	
寄 付 金	2	
業 務 委 託 費	356	
そ の 他 の 経 費	365	
合 計	9,628	



第140期  
事業報告に係る附属明細書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

大日本塗料株式会社

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

区 分	氏 名	兼 務 先 会 社 名	兼 務 の 内 容	摘 要
取 締 役	野 田 秀 吉	日塗化学株式会社	代表取締役社長	

2. 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。